

専門部会の結論

愛媛県最低賃金

- 1 時間額 8 5 3 円
(引上げ額 3 2 円)
(引上げ率 3 . 9 0 %)

- 2 最低賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

- 3 効力発生日
法定どおり

令和4年8月9日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 殿

愛媛地方最低賃金審議会
愛媛県最低賃金専門部会
部会長 森本 明宏

愛媛県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年6月30日、愛媛地方最低賃金審議会において付託された愛媛県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき、最新のデータにより比較したところ、令和2年10月3日発効の愛媛県最低賃金(時間額793円)は、令和2年度の愛媛県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、専門部会報告を取りまとめるにあたり、使用者側委員から「本年は中央最低賃金審議会の目安審議の段階から、労働者の生計費を特に重視した議論がなされてきたところであるが、コロナ禍の企業に与える影響や、原材料費の高騰等によるコストの増大、さらに増大したコストを十分に価格転嫁できていない現状など、企業経営を取り巻く環境は、愛媛県はもとより地方の中小企業・小規模事業者にとっては非常に厳しい状況にあることから、より利用し易い形の業務改善助成金制度などによる生産性向上に向けた支援や労務費などのコスト上昇分を適切に価格等に転嫁できる環境整備について、より一層の取組強化を行政、その他の機関にお願いしたい。」との要望があり、専門部会各委員了承のもと、報告書に盛り込むこととする。

記

公益代表委員	井上 雄基	宮谷 しのぶ	森本 明宏
労働者代表委員	上甲 章史	白石 浩司	曾我 一樹
使用者代表委員	小野 雄史	小池 久志	八塚 洋

別紙 1

愛媛県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
愛媛県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間853円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

愛媛県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 愛媛県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 793 円
- (3) 発 効 日 令和 2 年 10 月 3 日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 2 年度
- (3) 生活保護水準（令和 2 年度）
生活扶助基準（第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費）の愛媛県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（95,091.51712 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 箇月換算額(註)と上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると、愛媛県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1 箇月換算額

$$793 \text{ 円} (\text{愛媛県最低賃金}) \times 173.8 (\text{1 箇月平均法定労働時間数}) \\ \times 0.817 (\text{可処分所得の総所得に対する比率}) = 112,602 \text{ 円}$$

愛媛県最低賃金審議経過概要

	回	開催年月日	調査審議事項
審 議 会	1	令和4年6月30日	1 愛媛県最低賃金の改正決定について諮問
	2	令和4年8月1日	1 愛媛県最低賃金の改正決定についての意見聴取
	3	令和4年8月9日	1 専門部会報告
専 門 部 会	1	令和4年8月1日	1 部会長及び部会長代理を選出 2 基礎調査結果の報告 3 最低賃金額について審議
	2	令和4年8月5日	1 地賃改定目安の伝達 2 最低賃金額について審議
	3	令和4年8月8日	1 最低賃金額について審議
	4	令和4年8月9日	1 最低賃金額について審議 2 公益案提示 3 採決